

令和6年第7回会津若松市  
農業委員会総会議事録

- 1 日時 令和6年7月22日（月）午後1時30分
- 2 場所 会津若松市河東支所2階大会議室
- 3 委員 農業委員 19名  
農地利用最適化推進委員 18名
- 4 出席した農業委員 18名

1番委員	長谷川 泰道	2番委員	大竹 吉弘		
4番委員	春日部 一視	5番委員	荒井 重隆	6番委員	大島 光信
7番委員	庄司 遼	8番委員	二瓶 正貴	9番委員	多田 善信
10番委員	室野井 建一	11番委員	渡部 一夫	12番委員	折笠 康裕
13番委員	佐野 和枝	14番委員	武田 久美子	15番委員	星 俊典
16番委員	渡邊 直也	17番委員	手代木 久司	18番委員	佐々木 隆夫
19番委員	渡部 政美				

出席した農地利用最適化推進委員 18名

1番委員	梶内 徳仁	2番委員	中島 吉郁	3番委員	渡部 義勝
4番委員	長谷川 幸栄	5番委員	山田 千代志	6番委員	田代 新一
7番委員	齋藤 俊紀	8番委員	渡部 清	9番委員	平塚 与八
10番委員	高橋 一浩	11番委員	島影 盛継	12番委員	本田 武史
13番委員	菅井 洋一	14番委員	佐藤 恒男	15番委員	渡部 政治
16番委員	高橋 一美	17番委員	渡部 裕末	18番委員	奈良橋 渉

- 5 欠席した農業委員 1名

3番委員	古川 正俊				

欠席した農地利用最適化推進委員 なし


- 6 出席した事務局職員

事務局長	二瓶 潔	事務局次長	酒井 康之	主任主査	五十嵐 功一
主任主査	慶徳 幸一郎				

- 7 出席した執行機関職員（農政部農政課）

主査	長谷川 研人				

議長（会長）	只今より、令和6年第7回会津若松市農業委員会総会を開会いたします。
議長（会長）	本日、出席の農業委員は18名でありまして、定足数に達しております。 また、総会会議規則第18条の規定により出席を求めたところ、農地利用最適化推進委員の出席は18名であります。
議長（会長）	次に、本日の会議日程について申し上げます。 日程については、あらかじめ印刷の上、申し上げているとおりであります。ご了承願います。
議長（会長）	次に、本日の議事録署名委員の指名を行います。 署名委員については、総会会議規則第21条第2項の規定により私からご指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。 (異議なし の声あり)
議長（会長）	満場ご異議ないものと認め、ご指名申し上げます。 農業委員7番 庄司 遼 委員、農業委員8番 二瓶 正貴 委員、以上 2名の方をご指名申し上げます。
議長（会長）	それでは議事に入ります。 はじめに、議案第28号 農地法第3条の規定による許可申請について を議題とし、事務局の説明を求めます。
農業委員会事務局	総会資料の2ページをお開きください。 議案第28号 農地法第3条の規定による許可申請について であります。 この案件は、農地法第3条第1項の規定による許可申請書を受理したことから、同条同項の規定により、農業委員会の議決を求めるものです。 なお、3番につきましては、令和6年第6回総会において継続審議とさせていただいた案件でございますが、今般、手続きに必要な書類が整いましたことから、改めて議案として上程するものです。説明は以上です。
議長（会長）	事務局の説明が終わりました。 次に、各提出案件について、各班担当委員の調査報告を求めます。 まず、神指班担当委員より1番について報告願います。
(推進委員2番) 中島 吉郁 委員	議案第28号の1番について、推進委員2番 中島 吉郁より、ご報告いたします。 詳細につきましては、議案書記載のとおりであります。 この案件につきましては、農家に対する農地の所有権の移転を許可しようとするものです。 調査月日は、7月18日午前10時より、担当委員2名が申請書記載内容について農地法第3条第2項各号の不許可要件を現地調査チェック表により各項目ごとに調査を実施した結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。
議長（会長）	次に、門田班担当委員より2番について報告願います。
(農業委員7番) 庄司 遼 委員	議案第28号の2番について、農業委員7番 庄司 遼より、ご報告いたします。 詳細につきましては、議案書記載のとおりであります。 この案件につきましては、親族間での農地の所有権の移転を許可しようとするものです。 調査月日は、7月15日午後5時30分より、担当委員4名が申請書記載内容について農地法第3条第2項各号の不許可要件を現地調査チェック表により各項目ごとに調査を実施した結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。
議長（会長）	最後に、川南班担当委員より3番について報告願います。
(推進委員4番) 長谷川 幸栄 委員	議案第28号の3番について、推進委員4番 長谷川 幸栄より、ご報告いたします。 詳細につきましては、議案書記載のとおりであります。 この案件につきましては、農家に対する農地の所有権の移転を許可しようとするものです。 調査月日は、7月19日午後2時より、担当委員3名が申請書記載内容について農地法第3条第2項各号の不許可要件を現地調査チェック表により各項目ごとに調査を実施した結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。 各班担当委員からの調査報告が終わりました。 本件について、ご質問等ございませんか。 (なし の声あり)

議長（会長）	<p>それではお諮りいたします。議案第28号 農地法第3条の規定による許可申請については、これを原案のとおり、許可と決することにご異議ございませんか。 （異議なし の声あり）</p>
議長（会長）	<p>満場ご異議ないものと認めます。 よって、議案第28号 農地法第3条の規定による許可申請については、許可するものと決せられました。</p>
議長（会長）	<p>次に、議案第29号 農地法第4条の規定による許可申請について を議題とし、事務局の説明を求めます。</p>
農業委員会事務局	<p>総会資料の3ページをお開きください。 議案第29号 農地法第4条の規定による許可申請について であります。 この案件は、農地法第4条第1項の規定による許可申請書を受理したことから、同条同項の規定により、農業委員会の議決を求めるものです。説明は以上です。</p>
議長（会長）	<p>事務局の説明が終わりました。 次に、提出案件について、担当委員等の調査報告を求めます。 まず、南四合・町北班担当委員より報告願います。</p>
（農業委員13番） 佐野 和枝 委員	<p>農業委員13番 佐野 和枝より、議案第29号 農地法第4条の規定による許可申請について、報告いたします。 申請の詳細は議案書記載のとおりであります。 この案件につきましては、農地法第4条第1項の規定に基づき、居宅及び農作業所を整備するものであります。 農地区分については、第3種農地の「宅地進行化区域内農地」に該当することから、転用許可可能なものであります。 なお、これは合同調査でありまして、7月18日午前10時15分から、農地部より 折笠部長、渡部副部長、星委員の3名のほか、地区委員3名、事務局1名の計7名で実施したものであります。 本件については、農振法は除外済み、都市計画法は手続き不要、土地改良区は協議済みであり、事業達成の確実性など、転用許可の一般基準からも特段異議ないものと認められました。報告は以上です。</p>
議長（会長）	<p>また、本件につきましては、農地部との合同調査となっておりますので、農地部長より調査報告をお願いします。</p>
（農地部長） 折笠 康裕 委員	<p>只今の案件につきましては、農地部で現地調査を行った結果、何ら異議がないことをご報告いたします。</p>
議長（会長）	<p>各班担当委員及び農地部長からの調査報告が終わりました。 本件について、ご質問等ございませんか。 （なし の声あり）</p>
議長（会長）	<p>それではお諮りいたします。議案第29号 農地法第4条の規定による許可申請については、これを原案のとおり、許可と決することにご異議ございませんか。 （異議なし の声あり）</p>
議長（会長）	<p>満場ご異議ないものと認めます。 よって、議案第29号 農地法第4条の規定による許可申請については、許可するものと決せられました。</p>
議長（会長）	<p>次に、議案第30号 農地法第5条の規定による許可申請について を議題とし、事務局の説明を求めます。</p>
農業委員会事務局	<p>総会資料の5ページをお開きください。 議案第30号 農地法第5条の規定による許可申請について であります。 この案件は、農地法第5条第1項の規定による許可申請書を受理したことから、同条同項の規定により、農業委員会の議決を求めるものです。説明は以上です。</p>
議長（会長）	<p>事務局の説明が終わりました。 次に、提出案件について、担当委員等の調査報告を求めます。 まず、南四合・町北班担当委員より1番について報告願います。</p>
（農業委員13番） 佐野 和枝 委員	<p>農業委員13番 佐野 和枝より、議案第30号 農地法第5条の規定による許可申請について の1番について報告いたします。 申請の詳細は議案書記載のとおりであります。 この案件につきましては、農地法第5条第1項の規定に基づき、駐車場を整備す</p>

<p>議長（会長）</p>	<p>るため、所有権の移転をするものです。  農地区分については、第3種農地の「宅地進行化区域内農地」に該当するため、転用許可可能なものであります。  なお、これは合同調査でありまして、7月18日午前11時から、農地部より折笠部長、渡部副部長、星委員の3名のほか、地区委員3名、事務局1名の計7名で実施したものであります。  本件については、農振法・都市計画法は手続き不要、土地改良区は協議済であり、事業達成の確実性など転用許可の一般基準からも特段異議ないものと認められました。報告は以上です。</p> <p>次に、神指班担当委員より2番について報告願います。</p>
<p>（推進委員2番） 中島 吉郁 委員</p>	<p>推進委員2番 中島 吉郁より、議案第30号 農地法第5条の規定による許可申請についての2番について報告いたします。  申請の詳細は議案書記載のとおりであります。  この案件につきましては、農地法第5条第1項の規定に基づき、農業用倉庫を整備するため、所有権の移転をするものです。  農地区分については、第2種農地の「その他」に該当するため、転用許可可能なものであります。  なお、これは合同調査でありまして、7月18日午前11時30分から、農地部より折笠部長、渡部副部長、星委員の3名のほか、地区委員2名、事務局1名の計6名で実施したものであります。  本件については、農振法・都市計画法は手続き不要、土地改良区は協議済であり、事業達成の確実性など転用許可の一般基準からも特段異議ないものと認められました。報告は以上です。</p>
<p>議長（会長）</p> <p>（推進委員5番） 山田 千代志 委員</p>	<p>次に、日橋班担当委員より3番について報告願います。</p> <p>推進委員5番 山田 千代志より、議案第30号 農地法第5条の規定による許可申請についての3番について報告いたします。  申請の詳細は議案書記載のとおりであります。  この案件につきましては、農地法第5条第1項の規定に基づき、集会所及び通路を整備するため、賃借権の設定をするものです。  農地区分については、第2種農地の「その他」に該当するため、転用許可可能なものであります。  なお、これは合同調査でありまして、7月18日午前9時10分から、農地部より折笠部長、渡部副部長、星委員の3名のほか、地区委員3名、事務局1名の計6名で実施したものであります。  本件については、農振法・都市計画法は手続き不要、土地改良区は協議済であり、事業達成の確実性など転用許可の一般基準からも特段異議ないものと認められました。報告は以上です。</p>
<p>議長（会長）</p> <p>（農地部長） 折笠 康裕 委員</p>	<p>また、本件につきましては、農地部との合同調査となっておりますので、農地部長より調査報告をお願いします。</p> <p>只今の各案件につきましては、農地部で現地調査を行った結果、何ら異議がないことをご報告いたします。</p>
<p>議長（会長）</p> <p>（推進委員18番） 奈良橋 渉 委員</p>	<p>各班担当委員及び農地部長からの調査報告が終わりました。  本件について、ご質問等ございませんか。</p> <p>議案第30号の3番について、藤倉自治会と土地所有者との賃借権の設定が50年とされています。50年という長期の賃借権設定について、時間経過により区長が変わるなど、権利関係が把握できなくなってくる恐れがあると思います。それらを踏まえ、今回の件をどのように扱っているのか教えていただきたい。</p>
<p>農業委員会事務局</p>	<p>ここで言う賃借権の設定は、転用に伴う町内会と個人間での賃貸借契約であり、市農業委員会としては、転用許可申請書の「権利の設定」として記載されていることを把握しているだけです。なお、当該地は転用により今後農地扱いされないため、許可書交付後の原因により転用許可申請者の名義が変更した場合であっても、名義変更等の管理は行いません。</p>
<p>農業委員会事務局 （局長）</p>	<p>今回の賃貸借は個人間の契約ではなく、一方の当事者は公人としての藤倉自治会区長であり、区長が変わっても契約の効力に影響はありません。</p>
<p>議長（会長）</p>	<p>その他、本件について、ご質問等ございませんか。  （なし の声あり）</p>

議長（会長）	<p>それではお諮りいたします。議案第30号 農地法第5条の規定による許可申請については、これを原案のとおり、許可と決することにご異議ございませんか。 （異議なし の声あり）</p>
議長（会長）	<p>満場ご異議ないものと認めます。 よって、議案第30号 農地法第5条の規定による許可申請については、許可するものと決せられました。</p>
議長（会長）	<p>次に、議案第31号 農用地利用集積計画の決定について を議題といたします。  （関係する議案により退席） 農地利用最適化推進委員 梶内 徳仁 委員</p>
議長（会長）	<p>はじめに、事務局の説明を求めます。</p>
農業委員会事務局	<p>総会資料の9ページをお開きください。 議案第31号 農用地利用集積計画の決定について であります。 この案件は、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画の決定を求めるものです。 説明は以上です。</p>
議長（会長）	<p>次に、各提出案件について、各班担当委員の調査報告を求めます。 まず、南四合・町北班担当委員より1番から5番について報告願います。</p>
（推進委員14番） 佐藤 恒男 委員	<p>推進委員14番 佐藤 恒男より利用権設定の1番から5番について、ご報告いたします。 1番から2番の案件につきましては新規就農予定者に対する農地中間管理事業を活用した利用権設定で、3番から5番の案件につきましては認定農業者に対する利用権設定です。 7月16日午前9時30分より、担当委員3名が申し出の内容について調査を行った結果、何ら異議がないものと認められましたのでご報告いたします。</p>
議長（会長）	<p>次に、湊班担当委員より6番から12番について報告願います。</p>
（農業委員10番） 室野井 建一委員	<p>農業委員10番 室野井 建一より利用権設定の6番から12番について、ご報告いたします。 6番の案件につきましては、経営移譲年金受給継続のための利用権設定で、7番から12番の案件については農業を営む法人（認定農業者）に対する農地中間管理事業を活用した利用権設定です。 7月16日午後5時より、担当委員4名が申し出の内容について調査を行った結果、何ら異議がないものと認められましたのでご報告いたします。</p>
議長（会長）	<p>次に、高野班担当委員より13番について報告願います。</p>
（農業委員4番） 春日部 一視 委員	<p>農業委員4番 春日部 一視より利用権設定の13番について、ご報告いたします。 これらの案件につきましては、農業を営む法人（認定農業者）に対する利用権設定です。 7月21日午前9時より、担当委員3名が申し出の内容について調査を行った結果、何ら異議がないものと認められましたのでご報告いたします。</p>
議長（会長）	<p>次に、川南班担当委員より14番から17番について報告願います。</p>
（推進委員4番） 長谷川 幸栄 委員	<p>推進委員4番 長谷川 幸栄より利用権設定の14番から17番について、ご報告いたします。 なお、14番の案件につきましては荒井地内の農地を含んでおりますが、面積が多い川南より報告いたします。 これらの案件につきましては農家間における利用権設定であり、7月17日午後2時より、担当委員3名が申し出の内容について調査を行った結果、何ら異議がないものと認められましたのでご報告いたします。</p>
議長（会長）	<p>次に、館ノ内班担当委員より18番から19番について報告願います。</p>
（農業委員15番） 星 俊典 委員	<p>農業委員15番 星 俊典より利用権設定の18番から19番について、ご報告いたします。 これらの案件につきましては農家間における利用権設定であり、7月17日午後2時より、担当委員2名が申し出の内容について調査を行った結果、何ら異議がないものと認められましたのでご報告いたします。</p>

<p>議長（会長） （推進委員 13 番） 菅井 洋一 委員</p>	<p>次に、八田班担当委員より 20 番から 23 番について報告願います。 推進委員 13 番 菅井 洋一より利用権設定の 20 番から 23 番について、ご報告いたします。 20 番の案件につきましては、農家間における利用権設定、21 番から 23 番の案件につきましては、農地中間管理事業を活用した利用権設定です。 申請内容につきましては、7 月 15 日午前 9 時 30 分より、担当委員 3 名が調査を行った結果、何ら異議がないものと認められましたのでご報告いたします。</p>
<p>議長（会長） （農業委員 14 番） 武田 久美子 委員</p>	<p>次に、日橋班担当委員より 24 番について報告願います。 農業委員 14 番 武田 久美子より利用権設定の 24 番について、ご報告いたします。 24 番の案件につきましては、農家間における利用権設定です。 申請内容につきましては、7 月 15 日午前 11 時より、担当委員 3 名が調査を行った結果、何ら異議がないものと認められましたのでご報告いたします。</p>
<p>議長（会長） （農業委員 1 番） 長谷川 泰道 委員</p>	<p>最後に、堂島班担当委員より 25 番について報告願います。 農業委員 1 番 長谷川 泰道より利用権設定の 25 番について、ご報告いたします。 25 番の案件につきましては、認定農業者に対する利用権設定です。 申請内容につきましては、7 月 15 日午後 1 時より、担当委員 3 名が調査を行った結果、何ら異議がないものと認められましたのでご報告いたします。</p>
<p>議長（会長）</p>	<p>各班担当委員からの調査報告が終わりました。 本件について、ご質問等ございませんか。 （なし の声あり）</p>
<p>議長（会長）</p>	<p>それではお諮りいたします。議案第 31 号 農用地利用集積計画については、これを原案のとおり、決定することにご異議ございませんか。 （異議なし の声あり）</p>
<p>議長（会長）</p>	<p>満場ご異議ないものと認めます。 よって、議案第 31 号 農用地利用集積計画については、原案のとおり決せられました。</p>
<p>議長（会長）</p>	<p>次に、議案第 32 号 農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見について を議題とし、事務局の説明を求めます。  （農業委員会等に関する法律第 31 条の規定に基づき退席） 農業委員 大島 光信 委員 （関係する議案により退席） 農地利用最適化推進委員 渡部 義勝 委員</p>
<p>農業委員会事務局 （局長）</p>	<p>総会資料の 12 ページをお開きください。 議案第 32 号 農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見について であります。農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項において、「市町村が農用地利用集積等促進計画（案）を定めようとするときは、当該市町村の長は農業委員会に意見を聴くものとする」と規定されており、令和 6 年 7 月 1 日付け、6 農政第 466 号にて会津若松市長より意見を求められております。 詳細につきましては、農政部農政課の担当者よりご説明申し上げます。</p>
<p>農政部農政課</p>	<p>日頃より、農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様には、本市農政事業にご理解・ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。 議案第 32 号 農用地利用促進計画（案）について、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づき、農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様にご審議いただきます。 7 月総会の案件は、一般地区、藤室地区、高野地区になります。 13 ページをご覧ください。一般地区になります。 当該案件につきましては、借受者である法人の代表者は前耕作者であり、前耕作者の法人化に伴う借換え契約になります。 13 ページをご覧ください。藤室地区になります。 当該案件につきましても、借受者である法人の代表者は前耕作者であり、前耕作者の法人化に伴う借換え契約になります。 11 ページをご覧ください。高野地区になります。 当該案件は、農地中間管理機構関連農地整備事業を実施中の区域であり、工事の進捗に伴い、新たに一時利用地が指定されたことから契約の内容を見直すものにな</p>

	<p>ります。          なお、自身が所有者となっている農地を公社から借り受ける場合は賃借料が0円となっております。          詳細な内容は、議案書記載のとおりであります。          以上で説明を終わらせていただきます。</p>
議長（会長）	<p>事務局及び農政課からの説明が終わりました。          本件について、ご質問等ございませんか。          （なし の声あり）</p>
議長（会長）	<p>それではお諮りいたします。議案第32号 農用地利用集積等促進計画（案）については、「意見なし」とすることにご異議ございませんか。          （異議なし の声あり）</p>
議長（会長）	<p>満場ご異議ないものと認めます。          よって、議案第32号 農用地利用集積等促進計画については、異議のない旨を回答することといたします。</p>
議長（会長）	<p>次に報告に移ります。          報告第15号 農地法第3条の3の規定による届出の受理について、報告第16号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理について、報告第17号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理について、報告第18号 各種証明に係る交付事務について、報告第19号 農地の地目変更登記に係る照会への対応については、事務局より報告願います。</p>
農業委員会事務局（局長）	<p>はじめに、担当者からの報告に先立ち、私からご説明申し上げます。          まず、報告第18号 各種証明に係る交付事務について であります。 「1 許可が取り消されていない旨の証明 3件」、「2 許可の条件を履行したことの証明 1件」、「3 届出が受理されていることの証明 12件」の計16件は、「単なる事実の確認であるもの」、あるいは「台帳に記載されていることの証明」など、形式的な証明事務として、これまで事務局長が専決処理を行ってきた経過にあります。また、報告第19号 農地の地目変更登記に係る照会への対応について であります。こちらも、市農業委員会処務規則第7条第2項の規定により、総会に報告しなければならない案件でございます。したがって、今般の総会には、証明事務等の適正な処理を図る観点から、本年1月から専決処理した案件を一括報告させていただきました。今後、処務規則の見直しとあわせて、よろしく願いいたします。私からは以上であります。</p>
農業委員会事務局	<p>はじめに、報告第15号 農地法第3条の3の規定による届出について の1番から7番について、報告いたします。          届出の詳細は、議案書記載のとおりです。          これらの案件につきましては、相続により権利を取得したものであります。届出内容について審査した結果、受理相当と認められましたので、市農業委員会処務規則第7条第1項の規定により事務局長の専決処分とし、同第7条第2項の定めにより報告するものであります。          次に、報告第16号、農地法第4条第1項第7号の規定による届出について の1番から3番について、報告いたします。          届出の詳細は、議案書記載のとおりです。          これにつきましては、書類審査の結果、受理相当と認められましたので、市農業委員会処務規則第7条第1項の規定により事務局長の専決処分とし、同第7条第2項の定めにより報告するものであります。          なお、都市計画法上としまして、備考欄の留意事項のとおり意見が付されております。          次に、報告第17号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について の1番から9番について、報告いたします。          届出の詳細は、議案書記載のとおりです。          これにつきましては、書類審査の結果、受理相当と認められましたので、市農業委員会処務規則第7条第1項の規定により事務局長の専決処分とし、同第7条第2項の定めにより報告するものであります。          なお、都市計画法上としまして、備考欄の留意事項のとおり意見が付されております。          次に、報告第18号 各種証明に係る交付事務について であります。          詳細につきましては、議案書記載のとおりです。          これらの案件につきましては、福島県現況確認証明書等交付事務取扱要領の規定に基づき、農地の権利の設定・移転及び地目の変更に関する登記手続等に係る各種証明書を交付するものです。</p>

議長（会長）	<p>申請内容について審査した結果、申請書の通りであると認められましたので、市農業委員会処務規則第7条第1項の規定により事務局長の専決処分とし証明書交付を行い、同第7条第2項の定めにより報告するものであります。</p> <p>次に、報告第19号 農地の地目変更登記に係る照会への対応について の1番から6番について、報告いたします。</p> <p>照会の詳細については議案書記載のとおりです。</p> <p>これらにつきましては、調査の結果いずれも「現況地目は非農地」であると認められましたので、市農業委員会処務規則第7条第1項の規定により事務局長の専決処分にて回答し、同第7条第2項の定めにより報告するものであります。</p> <p>報告は以上です。</p> <p>報告でございます。</p> <p>以上をもって、本日の会議日程は全部終了いたしましたので、これにて閉会いたします。</p> <p>（午後2時15分 閉会を宣言する。）</p>
--------	---

この議事録は、事実と相違ないことを認め、署名する。

令和6年7月22日

会津若松市農業委員会 会長 渡 部 政 美

農業委員7番 庄 司 遼

農業委員8番 二 瓶 正 貴